

妙高市告示第 1 1 7 号

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の 2 のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日

妙高市長 入 村 明

1 規制する地域

区域の区分	指定地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、準住居地域、美守二丁目の一部、美守三丁目の一部、大字美守の一部、関川町二丁目の一部、大字上四ツ屋の一部、大字五日市の一部、大字姫川原の一部、栗原三丁目の一部、栗原四丁目の一部、柳井田町二丁目の一部、国賀一丁目の一部、国賀二丁目の一部、大字国賀の一部、月岡一丁目の一部、月岡二丁目の一部、大字月岡の一部、広島一丁目の一部、広島二丁目の一部、大字広島の一部、上百々一丁目の一部、上百々二丁目の一部及び大字上百々の一部の地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、柳井田町四丁目の一部、柳井田町五丁目の一部、月岡二丁目の一部、大字月岡の一部、広島一丁目の一部、上百々一丁目の一部、大字上堀之内の一部及び大字除戸の一部の地域
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域、大字姫川原の一部、大字下濁川の一部及び大字巻淵の一部の地域
備考	区域の区分及び指定地域を示す図面は、別図 1 及び別図 2 のとおりである。

2 規制基準

区域の区分\時間の区分	昼間	朝夕	夜間
第1種区域	50デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
備考			
<p>1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、表1の各号に掲げる第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。</p> <p>2 昼間、朝、夕及び夜間とは、次に掲げる時間をいう。</p> <p>(1) 昼間 第1種区域、第2種区域にあつては午前8時から午後6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午前8時から午後8時まで</p> <p>(2) 朝 午前6時から午前8時まで</p> <p>(3) 夕 第1種区域、第2種区域にあつては午後6時から午後9時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後8時から午後10時まで</p> <p>(4) 夜間 第1種区域、第2種区域にあつては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後10時から翌日の午前6時まで</p>			

ただし、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

平成28年妙高市告示第32号は、令和3年3月31日限り廃止する。